

民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業要綱

制 定 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、横浜市内の民間保育所又は私立の幼稚園及び小中学校等が民間保育所・学校等緑化助成事業要綱等により緑化整備した緑地に対し、その当該緑地の維持管理に対する助成金を交付することにより、質の高い緑地を維持するための支援をすることを目的とする。

2 民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業における助成金の交付（以下「助成事業」という。）の助成については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく認可を受けた又は当該年度に整備事業の採択を受けた保育所、同法第34条の15第2項に基づく認可を受けた又は当該年度に整備事業の採択を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育事業実施要綱（平成9年4月1日福保推第18号）に基づく認定を受けた又は受ける予定の横浜保育室をいう。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第二条に規定するもののうち、認定こども園法第3条第1項及び横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）に基づき認定を受けた又は受ける予定の認定こども園、認定こども園法第17条第6項及び横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）に基づき認可を受けた又は受ける予定の幼保連携型認定こども園をいう。

(2) 「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもののうち、同法第4条第3号に基づき神奈川県知事に認可を受けた又は受ける予定の私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校で横浜市内に設置されるものをいう。

(3) 「緑地」とは、植物の植えられている区画をいい、遊具及び縁石等の構造物は含まない。

(4) 「市内中小企業者」とは、横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月横浜市条例第9号）第2条第1項に規定するものをいう。

(5) 「助成事業者」とは、助成事業の対象となる事業を行う保育所又は学校等の設置者で、助成事業を行うことを目的として、理事長に助成金交付の申請をし、交付の決定を受けた者をいう。

(助成事業の対象となる内容)

第3条 助成事業の対象となる内容は、次の各号の全てに該当するものかつ、別表1に定めるものとする。

(1) 民間保育所・学校等緑化助成事業要綱及び横浜市民間保育所・学校等緑化助成事業要綱（平成26年4月1日環創み第2849号）により助成を受けて緑化整備した施設、又は平成26年度以降に「横浜みどりアップ計画」に基づく公共施設緑化事業又は市立保育所・学校等緑化事業により緑化した、横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）第1条第2項に規定されていた横浜市立の保育所のうち民間移管された保育所の当該緑地部分（以下「対象緑化整備地」という。）の維持管理に必要な経費であること。

(2) 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する会計年度内に事業の完了が見込まれること。

(3) 当該事業に関して、他の助成等を受けていないこと。

(助成事業の対象となる経費及び助成額)

第4条 助成事業の対象となる経費は、別表1に定める経費及びその消費税相当額とする。

2 助成金の額は、別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

3 前項の助成は、毎年度予算の範囲内において交付する。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保育所又は学校等の設置者は、当該事業の実施前に民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる図書を添えて、正・副各1通を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算書(第2号様式)

(2) 見積書(写)若しくはそれに類するもの

(3) その他理事長が必要と認める図書

2 保育所又は学校等の設置者が同一年度に申請できる件数は、1施設ごとに1回までとする。

3 助成事業者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金の交付の審査)

第6条 理事長は、受付期間内に前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、助成金を交付することが適当であると認めたときは、民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不適当であると認めたときは、その理由を付して民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 理事長は、前条の審査の結果、助成金の交付の決定をする場合、必要な限度において、条件を付することができる。

2 助成事業者は、善良な管理者の注意をもって、本助成事業を行い、次の各号について特に配慮するものとする。

(1) 助成事業者は、市内中小企業者への発注に努めること。

(2) 助成事業を受けた財産については、適切に管理するよう努めること。

(3) 維持管理機器の使用法や薬剤の用法用量など、安全かつ、適切な使用をすること。

(4) この助成金を当該助成事業のために使用し、他の事業には流用しないこと。

3 理事長は、助成金の使途について必要があると認められるときは、調査を行うものとする。

(助成事業の内容の変更)

第8条 助成事業者は、交付決定を受けた保育所又は学校等において、次の各号に定める申請内容に変更が生じた場合は、速やかに民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業変更承認申請書(第5号様式)に、第5条第1項に定める図書のうち当該変更箇所に関するものを添え、正・副各1通を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 助成事業における経費の配分。ただし、第4条第2項に係る経費の増額は、原則として、これを認めない。

(2) 法人名又は法人の代表者名等の変更

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、必要な審査を行い、承認することが適当であると認めるときは、民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業変更承認通知書（第6号様式）により、不適当であると認めるときは、その理由を付して民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業変更不承認通知書（第7号様式）により、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

（助成事業の中止）

第9条 助成事業者は、助成事業の継続が困難となった場合は、その理由を付して速やかに民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成事業中止承認申請書（第8号様式）により、理事長と協議しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請に基づく協議の結果、当該助成事業の中止が適当であると認めるときは、民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により、助成事業の中止を承認し、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告書の提出）

第10条 助成事業者は、助成事業を当該年度内に完了するとともに、速やかに民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる図書を添えて正・副各1通を理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に関わる経費が明記された領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- (2) 事業報告及び収支決算書（第2号様式）
- (3) 購入したものの写真
- (4) その他理事長が必要と認める図書

2 第5条第3項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。

3 第5条第3項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金額の確定）

第11条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容により審査し、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金額確定通知書（第11号様式）により、助成事業者に速やかに通知するものとする。なお、助成金額の確定にあたっては、必要な措置を助成事業者に求めることができる。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金支払請求書（第12号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成金支払請求書を受理後、適正であると認めるときは、当該助成事業者に対し、適法な請求書を受理日から30日以内に当該助成金を交付する。

（交付決定の内容の取消し）

第13条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他法令、条例又は規則に基づき理事長が行った指示に違反したとき

(4) その他理事長が特に必要があると認めたとき

2 理事長は、前項の規定により取消を決定した場合は、理由を付して、民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金交付決定内容取消通知書（第13号様式）によりその旨を、助成事業者に速やかに通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 理事長は、前条第2項の規定により助成金の交付決定の内容を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業助成金返還請求書（第14号様式）により、その返還を求めなければならない。

2 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、助成金返還請求書に規定された期限内に助成金の返還を行うものとする。

（助成事業者の責務）

第15条 助成事業者は、緑地を常時良好な状態に保ち、適切な維持管理に努めなければならない。なお、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する可能性が生じた場合は、理事長と協議を行うものとする。

（広報・普及啓発への協力）

第16条 助成事業者は、本助成事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。また、横浜市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。

（財産処分の制限）

第17条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、理事長の承認を受けなければならない。ただし、助成事業者が交付を受けた助成金の全部に相当する金額を理事長に納付した場合又は助成金額確定の通知日から5年間を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保存期間）

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類を整備し、助成金額確定の通知日から5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条第1項、第2項）

項目	内容	助成金額
維持管理のための備品、消耗品購入費	<p>対象緑化整備地の維持管理に要する経費のうち以下のもの</p> <p>1 備品</p> <p>(1) 散水用具</p> <p>(2) 芝生管理機材</p> <p>(3) せん定用具</p> <p>(4) 耕うん用具</p> <p>(5) 除草用具</p> <p>(6) 病虫害防除用具</p> <p>(7) 清掃用具</p> <p>2 消耗品</p> <p>(1) 土、肥料、土壌改良材</p> <p>(2) 種子、苗</p> <p>(3) 芝生管理資材</p> <p>(4) 除草資材</p> <p>(5) 病虫害防除資材</p> <p>(6) 清掃用品</p>	対象経費の1/2以内、かつ、上限5万円